

# 起業・創業関連セミナー共催事業

## 募集要領

### 1 事業の目的

地域社会における起業家の発掘、人材育成を促進し、大和平野中央プロジェクトで計画されている「スタートアップヴィレッジ」開設に向けて機運醸成を図るため、民間団体等が主催する起業塾や創業関連セミナー等(※)に対し、県が共催実施し、会場使用料等の負担や広報の協力を行います。

(※)新規開業を志している者等を対象に、事業経営における基礎知識や新規開業時の具体的な事業計画・資金計画の立て方を習得してもらうこと等を目的として開催する講演会や研修会(以下「催物」とします。)のことをいいます。

### 2 共催の対象となる申請者(主催者)の要件

本事業において県が共催を行う対象となる催物の主催者は、次の(1)から(4)の全ての要件に該当する者で、催物に関する事業計画を有し、事業を完遂できる見込みがあることを必要とします。

なお、主催者の事業所の奈良県内所在の有無は問いません。

(1) 中小企業者及び中小企業者と同等と認められる者又は広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人(以下のア～ウのいずれかの要件を満たす者)

#### ア 中小企業者(組合関連以外)

・資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者を指す。)

業種	資本金 ※1	常勤従業員数 ※2
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人

ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人

分類については産業分類の改訂に準拠します。(https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\_13.pdf)

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれない。(以下、[https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_13.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)、ウにおいて同じ。)

☞ パートやアルバイト、派遣社員であっても、「予め解雇の予告を必要とする者」に該当すれば、「常時使用する従業員」ということとなります。

☞ 会社役員及び個人事業主は、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。個人事業主のもとで働く同居の親族も原則としては該当しません。

#### イ 中小企業者(組合関連)

・中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者のうち、下表にある組合等に該当すること。

・該当しない組合や財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は対象とならない。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会※3
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会※4
内航海運組合、内航海運組合連合会※5
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

※3 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又

は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

※4 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒類組合、酒類組合連合会及び酒類組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

※5 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

#### ウ 特定非営利活動法人

- ・広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・従業員数が300人以下であること。

(2) 特定の政党、政治団体、宗教団体又はこれに類する者でないこと

(3) 公序良俗に反する行為を行う者でないこと

(4) 暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

- ・奈良県暴力団排除条例(平成23年奈良県条例第35号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 3 共催の対象となる催物

本事業において県が共催の承諾を行うためには、対象となる催物の内容が次の(1)の①から⑤の全ての要件に該当することが必要であり、(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合、共催の承諾を受けることは出来ません。

(1)共催の対象となる催物の要件

① 目的が県の産業振興施策と整合性を有し、「1 事業の目的」(※)で定義する催物と認められるものであること

- ・催物が県内において開催され、県内での起業・創業を意図するものである等、催物の目的が県の産業振興施策と整合性を有することが必要です。

② 広く一般に公開されているものであること

- ・ホームページでの公開やチラシ頒布等により、催物そのものが広く一般に公開されている必要があります。

③ 専ら営利を目的とするものでないこと

- ・参加費を徴収する場合であっても、それを催物の経費に充てるなど専ら営利を目的とするもので

ないことが必要です。

④ 事業計画及び予算が確立したものであること

・共催依頼書(第1号様式)の(10)及び(11)の記載により判断します。

⑤ 安全管理、環境衛生についての配慮が十分なされているものであること

・共催依頼書(第1号様式)の(10)の記載及び開催予定会場により判断します。

(2)共催の対象外となる催物の内容

① 政治的な主義、主張又は宗教の色彩を持つもの

② 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの

③ 県の名譽を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれがあるもの

④ 対象者が著しく限定されると認められるもの

⑤ 前各号に規定するものの他、知事が事業の目的に照らし不相当と認めるもの

## 4 共催により県が協力する内容

県は共催を承諾した後、主催者と協議のうえ、催物について次の(1)及び(2)を行います。

(1)会場使用料等の負担

共催して実施する催物に必要な経費のうち、会場使用料や付随する設備及び備品使用料を県が負担して支払います。県が主催者と協議のうえ、会場使用料等に係る見積り、申し込み等の会場への対応を行います。

県が負担する費用は、使用会場による見積書に計上される会場使用料、付随設備及び備品使用料等であり、それ以外の催物の開催に係る経費は主催者の負担とします。

なお、県が会場使用料等を負担する催物は、令和5年度中(令和6年度3月31日まで)に開催されるものに限りです。

(2)催物の広報協力

催物の周知や参加者の募集のため、県が主催者と協議のうえ、県ホームページや県の各メディアツールを活用して広報に協力します。

なお、県が実施する広報は、下記の例示の媒体によるものとし、ポスターやチラシ等の作成・頒布や新聞、雑誌、インターネット等に有料広告を掲出する場合は、主催者により実施し、経費も主催者が負担していただく必要があります。

☞ 県が協力する広報(例示)

…県ホームページでの発信、県が運営するメーリングリストによる創業支援機関等への周知依頼、県広報広聴課の各メディアツール(奈良県公式 SNS(Facebook、Twitter、LINE)、デジタルサイネージ、スマホアプリ、テレビ、ラジオ 等)を活用 等

## 5 共催依頼方法

共催依頼は随時受け付けております。共催を希望される主催者は、原則として催物を開催する日の2ヶ月前までに、下記の表に定める書類を郵送で提出してください。

### (1) 書類提出先・お問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・くらし創造部 大和平野中央構想・スタートアップ推進課 企画係

TEL:0742-27-8946

### (2) 共催を依頼する際の提出書類

提出書類	注意事項
① 共催依頼書 (取扱要綱第1号様式)	○様式はホームページよりダウンロードしてください。 ※押印を省略しています。そのため、本人確認のため記載の 問合せ先にご連絡させていただくことがあります。
② 申請者の概要がわかるもの (様式任意)	○申請者のホームページをプリントアウトしたものや規約、 役員名簿、パンフレット等、申請者やその事業内容の概要が わかる書類
③ 今回共催を依頼する催物に関 するチラシ等 (既に作成している場合)	○今回共催の対象となる催物について、チラシやパンフレッ ト、企画書等概要がわかるものを作成している場合は提出し てください。
④ 申請者の創業セミナー等の開 催実績 (該当がある場合)	○申請者が過去に創業セミナー等の同様の催物を開催した 実績がある場合、そのチラシやパンフレット、事業報告書等概 要がわかるものを提出してください。

☞ 提出書類の追加提出依頼や内容について、電話・メール等で連絡する場合があります。

### (3) 書類提出後について

提出された書類を審査の上、県が共催基準に該当すると認めるときは、共催承諾通知書(取扱要綱第2号様式)により、該当しないと認めるときは、共催不承諾通知書(取扱要綱第3号様式)により、承諾の可否を主催者へ通知します。

☞ 共催を承諾する場合においては、県が事業目的を達成するために必要があると認める場合、条件を付することがあります。

共催承諾の決定を受けた主催者が、催物の内容を変更しようとするときは、事前に変更内容を記載した催物内容変更申請書(取扱要綱第4号様式)を県に提出し、催物内容変更承諾書(取扱要綱第5号様式)により承諾を受けなければなりません。

[共催依頼から開催までの流れ]

